

第九七〇〇〇二八四号

認定証

沖縄県那覇市久茂地三丁目二一番一号

株式会社國場組

警備備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず、警備備業の要件を備えて

いることを認定する。

有効期間

令和五年五月二二日から

令和十年五月二一日まで

沖縄県公安委員会

